

紀美野町第4回定例会会議録

平成21年12月11日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

平成21年12月11日(金)午前9時00分開議

- 第1 議案第104号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第5号))
- 第2 議案第105号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例  
について
- 第3 議案第106号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第111号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 第5 議案第112号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について
- 第6 議案第113号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産  
処分について
- 第7 議案第114号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 第8 議案第115号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財  
産処分について
- 第9 議案第116号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の一部変更につ  
いて
- 第10 議案第117号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について
- 第11 議案第118号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)について
- 第12 議案第119号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正  
予算(第2号)について
- 第13 議案第120号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
2号)について
- 第14 議案第121号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3  
号)について
- 第15 議案第122号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)について

- 第16 議案第123号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第17 議案第124号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第18 議案第125号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第19 議案第126号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第20 請願第 1号 長谷川の護岸対策について(委員長報告)
- 第21 請願第 2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願書(委員長報告)
- 第22 陳情第 1号 紀美野町立中学校の学校給食について(委員長報告)
- 第23 議員派遣について
- 第24 閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)
- 第25 閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)
- 第26 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 第27 閉会中の継続審査の申し出について(総務文教常任委員会)

---

会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

---

議員定数 16名

---

出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君

6番 上北 よしえ 君  
 7番 西口 優 君  
 8番 伊都 堅仁 君  
 9番 仲尾 元雄 君  
 10番 前村 勲 君  
 11番 加納 国孝 君  
 12番 松尾 紘紀 君  
 13番 杉野 米三 君  
 15番 美濃 良和 君  
 16番 美野 勝男 君

---

欠席議員

14番 鷺谷 禎三 君

---

説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	岩橋 成充 君
消防長	七良 浴光 君
総務課長	岡 省三 君
企画管財課長	牛居 秀行 君
住民課長	中尾 隆司 君
税務課長	山本 倉造 君
産業課長	増谷 守哉 君
建設課長	山本 広幸 君
会計管理者	岡本 卓也 君
教育次長兼 総務学事課長	溝上 孝和 君
生涯学習課長	新田 千世 君

保健福祉課長 井 上 章 君  
水道課長 三 宅 敏 和 君  
美里支所長 峠 泰 男 君  
地籍調査課長 温 井 秀 行 君  
代表監査委員 中 谷 一 君

---

欠席したもの

な し

---

出席事務局職員

事務局長 大 東 淳 悟 君  
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

議長（美野勝男君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

議長（美野勝男君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

なお、鷲谷議員より本日の会議の欠席届が出ておりますので、報告いたします。

日程第1 104号 専決処分の承認を求めることについて

（平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第5号））

議長（美野勝男君） 日程第1、議案第104号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） この件の経過について、公表できる範囲で結構ですので、答弁を願いたいと思います。

（1番 田代哲郎君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

総務課長（岡 省三君） 田代議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

この件につきましては、旧野上町の公共事業における談合の損害賠償請求義務づけ住民訴訟請求事件ということで、先日の11月4日に訴状が届いたわけでございます。

この件につきましては、旧野上町の公共事業に際しまして、談合が行われていることが明白であるのに、紀美野町は落札した業者に返還を求めないのはおかしいと、こういふことで、地方自治法に定められている財産の管理を怠る事実反しているということでございました。請求額は9億円ございまして、5業者に対して返還を求めよとの内容でございます。

この件については、先に監査委員会の方へ監査請求がございまして、その審査の結果を本人へ報告したわけでございますけれども、その後、住民訴訟請求がされたので、この対応のために専決処分をさせていただいたということでございます。

この理由につきましては、地方自治法第242条の2第7項により、関係各者に対して告知をしなければならないということと、12月8日までに答弁書を提出しなければならないことなど、裁判の前にいろいろ手続や事務処理の必要がございまして、専決処分をさせていただいたわけでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

12番、松尾紘紀君。

(12番 松尾紘紀君 登壇)

12番(松尾紘紀君) 200万円の訴訟委託料について、お聞きします。

200万円が計上されておりますが、この件は各紙の新聞報道によって、かなり日数がたっていると思うんですが、専決された期間ですね、我々議員も招集するなり、いろんな形で、これについての説明がなぜなかったのかというのを、重要な案件ですので、かなり日数があつたのにどうして専決ということになったのか、それをお聞きします。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 専決させていただいたのは、先ほども申しましたけれども、いろいろと準備をしないといけない関係上、弁護士も早く決めていかないと、こういうことの中で弁護士の方からの契約もございまして、そういったことで専決をさせていただいたということでございます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 12番、松尾紘紀君。

12番(松尾紘紀君) 弁護士から緊急に200万円ですか、それを用意しなければならないと、こういうことですか。費用の点で弁護士費用として、これを用意しなければならないから専決処分すると、こういう解釈でいいんですか。まずそれをお聞きします。

当町にも顧問弁護士がおられると思いますが、今後の司法の成り行きによって、費用がこれ以上加算されることがないのかな。その点、裁判のことですので、勝訴・敗訴と判決が出るとはと思いますが、これ以上費用が出るということになれば、住民に説明する責

任があると思うんです。だからそれも含めて費用の内訳、そういうことを正確に答弁願いたいと思います。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 裁判費用につきましては、弁護士との契約が必要になってまいります。とにかく専決させていただいたのは、弁護士との契約が必要であるということとさせていただいたわけでございます。

費用につきましては、弁護士会の方での決まりがございまして、ある程度の幅があるわけなんです。具体的な金額はともかくとして、一応200万円という見積もり額が示されたわけでございます。その後、交渉等を行いまして、金額を下げるということは可能であります。考え方につきましては、事件の着手金といった考え方になるかと思えます。今後、裁判の内容によっては成功報酬とか、結果的にそういうふうなものが必要になってくる場合もございますので、確定したものではありません。

以上、答弁といたします。

議長（美野勝男君） 12番、松尾紘紀君。

12番（松尾紘紀君） そうすると、今ここに200万円が載ってますが、これ以上費用がかかると、こういうことですか。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） はい、裁判の状況次第によって変わってくる場合もございますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

7番（西口 優君） 私も1点だけ。

町に顧問弁護士というのが、もともと置かれていたと思うんですけども、今、専決処分している金額は、顧問弁護士にお願いしているということなのかどうか。弁護士がまた別にかわるのかという部分。前の時も実際に間に合う顧問弁護士を雇っているのかどうかという部分を尋ねました。そうでないと、置いている顧問弁護士が、また別の人を雇うというのであったら、意味のない顧問弁護士になるでしょう。その辺を確認しておきたいと思えます。

（7番 西口 優君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

総務課長（岡 省三君） うちの方では顧問弁護士をお願いしておりますので、その方に一番最初に声をかけないといかんということで、そこから始まったわけで、顧問弁護士の方をお願いをしているわけでございます。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

（2番 小椋孝一君 登壇）

2番（小椋孝一君） 先ほど来、議員の皆さん方から、これに対しての顧問弁護士料、200万円、専決するということであったわけですが、執行部が弁護士に着手金を払って、成功報酬はどれくらいいくかわからんけども、戦わないと仕方ないということなんですが、判決例をいろいろ見る中では、多分負けるということはないと思いますが、議会が承認するんですから、もし負けるということになった場合、町長の姿勢も変わってくると思うんですよ。そういった中で、負けるということになってきたときの町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

（2番 小椋孝一君 降壇）

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

町長（寺本光嘉君） 小椋議員の質疑にお答えいたします。

多分負けることはないと言われてますけど、裁判ですので、これによって公正な判断を仰ぐと、こうした姿勢のもとに町としては対応していきたい、そのようなことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第104号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）



議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第104号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

日程第2 議案第105号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第106号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

議長（美野勝男君） 日程第2、議案第105号、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第106号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第105号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

これから議案第106号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第111号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(美野勝男君) 日程第4、議案第111号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口優君。

(7番 西口 優君 登壇)

7番(西口 優君) 改めるといふ部分の中に、町内に居住する者、ただし特に必要があるときはこの限りでない。実際として居住するということ、町内で住んでなくて間に合うのかどうか。この項目だけを見たら、別にこれが東京であろうと大阪であろうというふうになってくる。極端な話やで。だけど、そういうことはなくても、実際に消防という部分でどんなふうに通ずるのやと、こういうことになってくるしね。これやったら実際に消防団の定数を削減ということ考えた方がましなのと違うかなと。こんなんで本当に間に合うのかなと思ってしまふんやけど、どんなものやろうね。

私から考えたら、消防団の団員というのは人数が決まっているから、そっちの方に合わせているのと違うかなと、こういうふうになってしまふね。本来はこういうふう実際に紀美野町内で住んでなくてもいけるというよりも、消防団の団員の人数、将来的にはどうしても高齢化ということが起こってくるから、やむを得ないのでないかと。あえて無理にこういうふうな形をとる必要はないのではないかなと思ふんやけど、その点どうですかね。

( 7 番 西口 優君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 消防長、七良浴君。

( 消防長 七良浴光君 登壇 )

消防長 ( 七良浴光君 ) ただいまの西口議員の質疑でございますが、ご意見のとおり、定数が 5 8 6 名、実員が 5 7 8 名という状況でございます。しかし、現実に現在入団していただいております団員の皆さん方の中には、入団時は町内に住所を有しておいて、結婚とか、そういう事情で町外に住所地を移すと、町外で居住しておりながら実家の自営業を手伝っておるとか、また、紀美野町内の団体企業、そういったところへお勤めの団員もございます。そういう団員にとっては、消防団の設置等に関する条例からいうと、厳密にいうと入団できない団員も出てきておることが事実でございますので、実際、昼間の町内での団員の確保というのが難しい状況です。にもかかわらず、町内で勤務をしていただいておりますということで、災害発生時には迅速に対応していただける環境でいられるという団員も数多いということにかんがみまして、実情に則した中で条例改正をお願いしたところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

( 消防長 七良浴光君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) ほかに質疑ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) これで質疑を終わります。

これから議案第 1 1 1 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 賛成討論ありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第112号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について

日程第6 議案第113号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第7 議案第114号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

日程第8 議案第115号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第9 議案第116号 和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部変更について

議長（美野勝男君） 日程第5、議案第112号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について、日程第6、議案第113号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、日程第7、議案第114号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、日程第8、議案第115号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び日程第9、議案第116号、和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部変更について、一括議題とします。

ここで執行部より、議案第116号について字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。

総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

総務課長（岡 省三君） 大変恐れ入ります。ミスプリントがございましたので、訂正をお願いいたしたいと思えます。

44ページですが、上から4行目に、那賀消防組合の次に、那賀郡休日急患診療所経営事務組合となっておりますのですが、那賀郡の「郡」を削除していただきたいと思えます。

45ページなんですが、上から16行目、大体中間に位置しているのですが、那賀消防組合、次に那賀郡休日急患診療所経営事務組合となっておりますのですが、那賀郡の「郡」の削除をお願いしたいと思えます。

大変恐れ入りますが、よろしくお願ひします。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時25分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 9時26分)

議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第112号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

これから議案第113号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 3 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 1 1 4 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 4 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 1 1 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 5 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 1 1 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第117号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について

議長(美野勝男君) 日程第10、議案第117号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) 何点か、質疑を行います。

まず55ページ、歳入分で、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金で4,414万5,000円の繰入れが計上されてます。繰出し後の基金残高がどの程度になるか、それと今後の見通しをお伺いします。

同じく55ページ、雑収入、3項、雑入、1目、雑入で太陽光発電売電代、1万4,000円、恐らく第一保育所の分だと思うんですけども、これからずっと第一保育所の太陽光発電を使っていった場合に、1カ月当たり売電できる電気代はどれくらいになるのか、その辺の見通しをお伺いします。

歳出部分に移りまして、2款の総務費で58ページ、1項、総務管理費、12目、防災諸費です。15節、工事請負費で防災行政無線J-ALEERT改修工事、942万円が計上されています。自治体通信衛星システム(J-ALEERT)で、具体的にどんな利便性というんですか、この町にとってあるのか、その辺のことをお伺いします。

60ページで民生費、3項、児童福祉費です。子育て応援特別手当費、これは平成20年度決算で繰越明許費に上げられていた分ですけど、597万6,000円の減額補正ですけど、給付対象者は何名くらいだったのか。要するに、もらうはずでもらえなかった人がどの程度あったのか、この辺のことをお伺いします。

62ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費で負担金、補助及び交付金として、町農業経営支援事業補助金という町独自の農業の支援なんですが、800万円が計上されています。当初予算ではたしか400万円計上されていて、80

0 万円でその倍の補正だと、あわせて 1,200 万円になるのかなと思うんですけど、現在のところ、この補助事業に対する申し込みの状況はどうか、その辺のことをお伺いします。

同じく 62 ページで、2 項、林業費、1 目、林業総務費、13 節、委託料で、森林整備加速化・林業再生事業委託料、基金を使った事業なんですが、新しい事業の具体的な内容についてお伺いします。

63 ページ、6 款、商工費、1 項、商工費、2 目、観光費で工事請負費、生石高原のトイレのバリアフリー化工事費、130 万 5,000 円ですけども、完成はいつごろの予定になっているのか、その点だけお伺いします。

以上です。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 田代議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

まず 55 ページの基金残額の方なんですが、4 億 3,700 万円となります。見込みですが、3 月末の見込みでこういうことになると思います。

58 ページでございますが、J - A L E R T の工事のことでございますが、J - A L E R T につきましては津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイルの情報等といった、対処に時間の余裕がない事態に関する緊急情報を消防庁から人工衛星を用いて送信し、市区町村の情報系防災行政無線を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝えるシステムでございます。経済危機対策に基づいた、平成 21 年度補正予算において防災情報通信整備事業交付金が新設されて、J - A L E R T を全額国費にて全国一斉に整備されることとあわせて、柔軟な音声放送を可能とするために改修が行われることになっておるものでございます。

以上、私の方からの答弁といたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 田代議員の 1 点目の質疑、私の方の 55 ページの太陽光発電が月当たりどれくらいになるかということでございます。売電できるのは土



日の休業している時だけでございますので、1万4,000円については3カ月分を予定しております。だから4,000～5,000円分というような形でご理解をいただきたいと思えます。

60ページの子育て応援特別手当の平成21年度分の対象者は165名でございます。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) それでは農業費の農業振興費のうち、負担金、補助及び交付金のうちの町農業経営支援事業の補助金、800万円でございます。この事業につきましては当初予算で400万円、それから6月補正で1,600万円の経済危機対策交付金を活用しまして事業予算化してございます。合計で2,000万円の事業費を置いてございます。

このうち事業の中で、今年につきましては、農機具の購入に対して補助を行うというメニューをそろえてございます。それにつきましては非常に好評でございまして、予定していた農機具の台数が約2倍以上となっております。この分に対する補助金の補正額ということで、800万円を計上するものでございます。

林業費の林業総務費のうちの委託費、森林整備加速化・林業再生事業委託料の内容でございます。当事業は国の緑の産業プロジェクトの一環事業としての新しい事業でございます。

事業の内容につきましては、国費を財源として県の方に基金を創設いたしまして、地域が広域的に取り組む事業に対して補助を行っていくという事業でございます。県下各地に部会を持つ和歌山県森林整備加速化・森林再生協議会という会をこしらえ、計画事業を遂行していくというものでございます。

事業の実施期間につきましては、平成23年まで行うということでございます。

内容につきましては、森林の間伐、林道の整備、高性能林業機械の整備ができる事業でございます。今回、当町におきましては、毛原宮地内の約10ヘクタールの間伐を予定してございます。

次に商工費のうち観光費、工事請負費の生石高原童謡トイレのバリアフリー化事業の

工事の工期についてでございますが、3月末を予定しています。

以上でございます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) J - A L E R Tについてだけ、もう1回質疑します。

いわゆる一から立ち上げるということなのか、受信機とかも購入するところから始めるのか。受信機とか基本的な機材はあって、システムをつくり上げる費用に充てるということなのか、その辺のことの答弁を願いたいと思います。

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

総務課長(岡 省三君) J - A L E R Tにつきましては、以前からもうちはらせていただいております。

ただ、国の方で北朝鮮からの弾道ミサイルが発射された時に機能しなかったというふうなことで、その改修が必要となってきたもので、国がそれをやるということになっております。

うちでは平成20年度よりJ - A L E R Tを導入しております。防災行政無線や職員へのメール配信に連携して活用しているところであります。改修するのは受信機の更新、防災無線、連動自動起動装置とメールの配信装置のソフトの改修及びJ - A L E R Tの接続を行うことになるわけでございます。

以上です。

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

4番、新谷榮二君。

(4番 新谷榮治君 登壇)

4番(新谷榮治君) 農業振興費の件でございますが、62ページ、町農業経営支援事業補助金となっておりますのですが、これをもう少し詳しく、その下の農作物鳥獣害防止対策事業補助金ですけど、これは柵であるのか、わなであるのか、この点について答弁を願います。

(4番 新谷榮治君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) 新谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、農業振興費の農業経営支援事業の補助金、詳細な内容ということでございます。

この事業につきましては、農業の経営を発展的に維持し、農地の改善、また農業の改良の促進を低コスト、または省力化及び軽減を図るということを目的にして、国や県の補助対象とならない農家の事業に対して、経営の一部を補助する事業でございます。

今年予算につきましては当初400万円の予算、それから6月補正におきまして1,600万円、現在2,000万円の補助事業をとり行っているところでございます。

メニューにつきましては11のメニューでございまして、そのうち今年につきましては、先ほども説明いたしました農機具に対して補助を行うという事業をとり行ってございます。内容的にはそのようなものでございます。

農作物鳥獣害防止対策事業の内容でございます。

当事業におきましては、当初予算において防護柵を設置する支援事業と、これにつきましては100万円、それから有害獣捕獲の支援事業として、イノシシ等の銃、おり、それからわなの捕獲によるものに対して補助を行うものでございます。

今年につきましては、当初予算においてイノシシ270頭、カラス30頭を予定してございました。今までの実績によりますと、イノシシ43頭、シカ10頭、カラス10頭が当初の予定を上回ってございます。この分についての補助金の補正でございます。

以上です。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

5番、向井中洋二君。

(5番 向井中洋二君 登壇)

5番(向井中洋二君) 1点だけお伺いします。

商工振興費のシルバー人材センターの補助金なんですけども、当初の予算で補助金、550万円が出てます。その上にまた追加の補助金ということなので、これの答弁を願います。

(5番 向井中洋二君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) この補正につきましては、シルバー人材センターの運営費に対する補助ではございません。この事業につきましては、シルバー人材センター

等が事業を通じて、生活支援を必要とする高齢者の発掘や高齢者への生活支援のためのサービスをふやしていく活動に対して、県から100パーセント補助されるという事業でございます。これにつきましては、今回紀美野町のシルバー人材センターが当事業の一環事業で行っております剪定用の機材を購入するための全額の金額となっております。以上でございます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

2番(小椋孝一君) 先ほどの62ページの農林振興費の町農業経営支援事業補助金ということで、2,000万円を充てて農業者に還元するということですが、支払方法について、例えば農産物用の機械を買うということで、何パーセントかの補助金を出されていると思うんですが、どういう支払方法でしているのか、お聞きしたいと思います。

(2番 小椋孝一君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) 小椋議員の質疑にお答えさせていただきます。

農業経営支援事業の事業費補助の支払方法ということでございます。現在、受付を10月末に一たん終了いたしまして、補助の要綱に基づく申請関係を出していただいております。これから農機具につきましては、機械が購入されていることを職員が全部検査に当たっていくということで、確認をさせていただいて、写真をとらせていただいて、それによりまして購入が確認できましたら、補助金を出させていただくということになるかと思っております。最終的には3月末までには、補助金につきましては補助させていただけると考えてございます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 2番、小椋孝一君。

2番(小椋孝一君) わかりました。なぜ聞いたかということ、意外とこの件については、あくまでも町単独事業でやられているということの中で、できるだけ町内業者の育成ということを考えれば、農機具の販売している業者を使うと。

なぜかという、話の中では町外業者がどんどん紀美野町に入ってきて、この補助金のもと、営業をしているということがございます。なるべく町内業者育成という形の中で、領収書等々を出して、物が入っているかという確認をされると思うんですが、町の税金から出てる金ということの観点から見れば、町内の業者を育成するために、町内業者から購入した分については補助金を出すというふうな形にすべきではないかと思うんですが、その点いかがですか。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 町内業者の育成ということも踏まえて、この事業を考えていけばどうかということでございます。

実績が今上がってきておりまして、中にはみなべ町の農機具屋から買ったという例もございますが、町外というのは本当にごくわずかのようでございます。ながみね農協とか町内業者のお名前がずっと並んでいるように思います。そういうことで、実質的には町内の業者で買われている分が多いということを感じています。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

2番（小椋孝一君） ということは、町内業者の育成のために町内業者で買って、領収書も町内業者でないと出せないということではないのですか。その確認を。たまたま商品によっては町内業者でできないことがあるかと思うんですが、原則的には町内業者の育成ということになれば、町内業者の領収書等を添えて町内業者から買うのが当然だろうと思うんですけども、そこら辺、確認のために。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 小椋議員のおっしゃられるような町内業者の育成というのは確かにございます。しかしながら、この支援の目的は、やはり農業者が機械化をする、高齢化による労力の低下を機械化で補っていくということが、まず目的です。そしてできるだけ町内業者から買っていただければいいなと。そうしたことでございますので、町内業者でなかったらあかんというようなことは、ちょっと規制しにくいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

( 15 番 美濃良和君 登壇 )

15 番 ( 美濃良和君 ) 若干お聞きしたいと思います。

55 ページから 56 ページにかけまして、町債があるんですが、特例債から過疎対策債に変わっていくわけですね。過疎債の方が得であるということであるんですけども、交付税措置は両方とも 7 割ということになっていると思うんです。これについて、もう少し詳しく伺いたいと思います。

62 ページなんですが、ここで先ほどの答弁もありましたが、農林水産業費の中の林業費、林業総務費の委託料で 134 万円の事業をなさっております。先ほども答弁がありましたが、毛原宮の 10 ヘクタールということでありましたけども、町内の林業の状態、間伐だと思うんですけども、その辺をどういうふう把握されて、毛原宮の 10 ヘクタールというふうにされていったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

67 ページ、教育費の中の保健体育費、ここで体育施設の管理運営費の中の雑草刈りとりとか修繕料がございますけども、これについてお聞きしたいのと、それから時間外勤務手当というのが、それぞれ社会教育関係で出ておりますけども、それについてお聞きしておきたいと思います。

それと、今回の予算の中で共済費がそれぞれ上がってきているわけですね。事前に聞いておけばよかったんですが、これについても答弁を願いたいと思います。

( 15 番 美濃良和君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 総務課長、岡君。

( 総務課長 岡 省三君 登壇 )

総務課長 ( 岡 省三君 ) 55 ページでございますが、合併特例債を過疎債に変えたということの理由は、特例債の方は充当率が 95% であるわけございまして、過疎債の方を優先したいと、こういうふう考えているわけございまして、振りかえを行ったということでございます。特例債はできるだけ後にしたいと、こういうふうな考えでございます。

共済費が全般的に上がっているわけでございますけれども、これにつきましては負担金の率が 9 月より上がっているためございまして、それに伴うものでございます。

以上です。

( 総務課長 岡 省三君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) 林業総務費の森林整備加速化・林業再生事業の委託料でございます。この場所をどういうふうにして決定したかということでございます。

この事業につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、国の緑の産業プロジェクトの一環事業ということで、地域が一体的に取り組んでいく事業でなければ、この事業はすることができません。そのため、和歌山県森林整備加速化・林業再生協議会という会を、県は1つにした会をつくってございます。このうち紀美野町につきましては、海草地区部会という会の中に入っております、会員のメンバーは和海森林組合、和歌山木材協同組合、海南・野上木材協同組合、それから紀美野町、和歌山市、海南市、和歌山大学、森林所有者というふうな会員の集まった部会となっております。

この会で事業計画を計画して協議会の方に上げまして、協議会の方針で基金を活用して事業をしていくというふうな事業の流れとなっております。このため、場所につきましては部会の方へ提出させていただきまして、まとまった10ヘクタールの面積というのは、個人の林地もございまして、認定するというか、事業をさせていただくというのがなかなか難しいでございます。紀美野町と森林組合の方で協議をさせていただきまして、場所を選定して、この事業の計画として上げた次第でございます。

以上です。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

生涯学習課長(新田千世君) 美濃議員の質疑について、お答えいたします。

まず、時間外勤務手当を多額に計上しているわけなんですけれども、それは職員数の減と、イベントがたくさんございまして、休日等も出勤を重ねまして、今現在でございましたら、ほぼ毎日のように、9時、10時と勤務をしていただいておりますので、その方をお願いしております。

需用費の56万5,000円と上げております社会体育管理運営費に関しましては、農村センターの消防設備、スポーツトラックの修繕に5万3,000円と18万9,000円、それとスポーツ公園のテニスコートの夜間の照明が故障しておりまして、今現在、4時半ぐらいから暗くなるんですけれども、それに対しまして、手動で行うために職員が出かけて行ってスイッチを入れまして、それからまた切るといようなことを繰

り返しております。そのための基盤整備ということで、32万3,000円計上しております。

13節、委託料に関しましては、緊急雇用対策の100パーセントの補助をお願いしまして、スポーツ公園のかしこ荘の周辺の法面の整備ということで、雑木とか雑草が大変繁っております、景観が損なわれておりますので、その整備を計上しております。

以上です。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) 55ページの町債に関しては、合併特例債を後で何かに使いたいと、こういうふうなことで過疎債の方に振り替えた。こういうふうなことで理解してよるしいのですね。何かあってですか。もう少しその辺をお伺いできればと思います。

共済の負担率が上がったのは、どうして上がってきたのか。その辺について、もう少し説明していただければありがたいと思います。

62ページの林業総務費の中の委託料なんですけども、場所については森林組合にお任せと、そういうふうなことでされてきているんですか。それも1つのやり方が知りませんけども、町としても町内、合併して現在、林野率が70%ですか、相当大きな割合を占めていると思うんですけども、そういうふうな中で、あちこち木は植えたけれども後の管理がされてきてないということで、相当ひどい状態になってきていると思うんですけども、全体の整備というのは、計画等はどのように持っておられるのか。それが今回こういうふうに森林組合との関係で、森林組合がしたいから、それに対してこのように予算づけをしたのか。今言われる緑の産業プロジェクトというのは、国から来て、そういうふうに公が主導であるとするならば、それなりに計画も持っていかなければならぬのではないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。すり合わせですね。どういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

総務課長(岡 省三君) 起債の件につきましては、やはり有利なものを優先したいと、こういうふうな考えによるものでございます。特に今の時点で特例債を使うと、こういうふうな計画は考えておりません。

共済費の負担金の増なんですけども、これにつきましては各市町村、職員数等も改革等に



よって減っておると思います。それから共済の関係の利用料がふえていると。そういった中で負担金を増額されたものでございます。

以上です。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど紀美野町と森林組合ということで、「と」という言葉が小さかったのか、これは森林組合に任せっきりというものではございません。各部会の方から計画を上げてきていただくということで事業を進めていただいております。場所につきましても、紀美野町役場と、それから紀美野町の和海森林組合との協議の上で場所を選定させていただいたものでございます。紀美野町の中には、森林というのが70%以上を占めているということで、これをすべて早期に整備していくというのは、かなり難しいことかと思っております。順次こういうふうな国の事業等を活用しながら、整備を町全体に進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） そうすると、起債については過疎債の方が有利であると、こういうことで押さえてよろしいのですね。その辺のところ、答弁願いたいと思います。

それと、職員の減が共済の予算の増額に結びついてきているという説明であったかと思うんですね。これは当然、合併によるところの職員が減ってきたということであったと思うんですけども、町の運営をしていく上で、非常に頭が痛いところではあるかと思うんですが、先に質問いたしました社会教育でも、課長の方から職員減について、それが時間外勤務手当に結びついてきていると、こういうふうに言われておるんですけども、結局合併とはいかなものであったのかということに結びついていくと思うんですけども、職員を減らしていくということについては、大変矛盾のあるところに入ったかと思うんですね。そういうことが今回の予算になってきているわけですか。3回ですので、わかりやすく答弁いただければありがたいんですけども。

農林水産業の林業の問題ですね。62ページですか。課長の言われるのは森林組合だけではないんだよと、町も入っているんだよということであるならば、計画はどうなっているのか。平成23年までというふうに言われましたね。であるならば、当然その計画が出されてなかったらあかんと思うんです。その辺のところの押さえ方ですね。具体

的なところはまだまだわからんと思うんですけど、どのように押さえて、今回こういうふうになってきているのか。紀美野町全体はどのように森林整備を考えておられるのか、答弁願えればありがたいと思います。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 過疎債と合併特例債というのは、交付税措置がござい  
ます。同じ率であるわけでございますけれども、過疎債の方が充当率が高いということ  
で、その分、有利になってくるのではないかと思います。

共済費の負担ですが、これにつきましては、どこの町とも人員削減を行っている  
と、こういうことの中で起きていることでもあるかと思えます。給与面におきましても、削  
減というか、人事院の勧告、そういったものもござい  
ます。そういった中で、結局給与  
自体が減っていると。こういう中で共済費も逆にふえてくると、こういうことも考えら  
れるのではないかと思います。

人件費というのは、一番大きな町の負担になってくるのではないかと思います。今後  
も人員の適正化契約に基づいて、改革を進めていかないといかんということが課題で  
ござい  
ますので、少ない職員の中で事業を実施するということになれば、事業の見直しも  
必要になってくるのではないかなと、こういうことも考えられるわけござい  
まして、  
その点をご理解いただきたいと思えます。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきたいと思  
います。

紀美野町の今後の林業に対する計画ということでござい  
ますが、この事業につきましては、平成23年度までということござい  
ます。この組織が立ち上がり  
ましたのが、  
今年の春過ぎぐらいだったと思  
います。緊急的に事業がついた  
ので、組織化して事業を  
進めていこうということで、協  
議会が立ち上がり事業を進め  
ているところでござい  
ます。全体的な事業というの  
は、今、集約して、県下から、  
すべて事業計画を上げている  
最中  
でござい  
ます。紀美野町につきま  
しても、予算がある範囲内  
において、今後また計画を  
詳細に決定していきたいな  
と考えています。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時14分)

再開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時17分)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

産業課長(増谷守哉君) この事業の場所の決定につきましては、集落の近くの山林とか、観光施設の周辺の山林ということで考えて選定させていただいております。面積的に大変大きな面積をしていく中で、全面的に計画を立てていくというのは、かなり難しいものがございます。そういうふうな効果の出るというんですか、そういうふうにしていきたいところ、集落の近く、観光施設の近くということに、できるだけ限定した形で、計画的に町内の森林を整備させていただくということでいきたいと考えています。以上です。

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

6番、上北よしえ君。

(6番 上北よしえ君 登壇)

6番(上北よしえ君) 1点だけお伺いします。

67ページの9款、教育費の体育施設管理運営費の中の13節、雑草等刈り取り委託料と上がっているのですが、これはどこの体育館施設なのか、またシルバー人材育成のためにシルバー人材の方へ委託はできないのか。どこに委託しているのか、お伺いします。

(6番 上北よしえ君 降壇)

議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

生涯学習課長(新田千世君) 上北議員の質疑にお答えさせていただきます。

委託料の雑草等刈り取り委託料、40万7,000円に関しましては、スポーツ公園の法面ということで、かしこ荘の前にございます道路沿いの法面でございます。職員でも2~3年前にもやっていたんですけども、雑木とか、職員の力ではできないような状態になっておりまして、ちょうど緊急雇用対策の補助金に充当するというので、100パーセント補助金をいただいて、計上したところです。どこに委託しようかという

ことなんです、過去にもシルバー人材センターにお願いしたことがあったのですが、土地の傾斜が厳しいし、大きい木もありまして危険ですから、やるのが難しいということを知っています。これからいろいろ考えていかなければならないところなんです、森林組合にお願いするのも一つの案かなというふうに考えています。

以上です。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第117号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休 憩

(午前10時23分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時39分)

日程第11 議案第118号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第119号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計

補正予算（第2号）について

日程第13 議案第120号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）について

議長（美野勝男君） 日程第11、議案第118号、平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第119号、平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第13、議案第120号、平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） 国民健康保険事業特別会計補正予算のみ質疑させていただきます。

74ページで歳入、繰入金で財政調整基金からの繰入金、3,175万円が計上されています。繰入れ後の基金の残高及び今後の推移の見通し等についてお伺いします。

次に歳出で2款、保険給付費、75ページです。1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費の負担金、補助金及び交付金で、一般被保険者療養給付費として3,000万円の補正です。

4項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費、同じページで2,200万円の補正が計上されてます。療養給付費や高額療養費の伸びの状況は、昨年度、いわゆる平成20年度国民健康保険特別会計の決算と比べて、どの程度の伸びになる見込みか、その辺のことをお伺いします。

8款、保健事業費で、76ページですけど、保健事業費の疾病予防費で、委託料で人間ドック委託料が186万6,000円計上されてます。人間ドック利用者の今後の推移をどう見ているか。もっともっとふえ続けるということなのか。その辺の見解をお伺いします。

以上です。

（1番 田代哲郎君 降壇）

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

（住民課長 中尾隆司君 登壇）

住民課長（中尾隆司君） 田代議員の質疑にお答えしたいと思います。

74ページの繰入金の関係でございます。現在、繰入金で約7,900万円の残高です。今回の補正で計上しておりますのが、3,175万円ということで、残額として約4,700万円程度になるかと思っております。今後につきましては、国保会計の状況等を見ながら、また基金を含め、総合的に考えていきたいと思っております。

次に、75ページの療養給付費と次の一般被保険者高額療養費の伸びでございますが、今回療養給付費で3,000万円、一般被保険者高額療養費で2,200万円の補正を計上するというので、4月から8月診までの実績に伴いまして給付費を算定しており、今後この程度の補正で何とかいけるかなという見込みでございます。

前年に比べまして、正確な数字を持っておりませんが、約1割程度伸びておるかと思っております。

続きまして76ページの間ドックの委託料、今回の補正で186万6,000円を計上するものでございます。前年度で間ドックの件数が約174件でございます。現在、9月末までで169件、今後予約というんですか、予定されている方で36名と、予備を8名見まして、44名分の予定ということで、今回も補正を計上しているところでございます。

以上です。

（住民課長 中尾隆司君 降壇）

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 療養給付費の伸びもさることながら、間ドックの利用がふえ続けているということ。疾病予防の点からは非常に結構なことでもあるんですが、これだけ伸びても、いろいろと給付費の方もふえているということ。

ただ、特定健診との関係でいうと、特定健診の受診率がさほど上がらないのということもあると思っております。特定健診等について、他の健診をもっと魅力あるものにするか、そういう工夫も必要だと思うんですけど、その辺についてはどうお考えなのか、お伺いします。

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

住民課長（中尾隆司君） 田代議員の再質疑でございます。間ドックと特定健診との関係でございます。特定健診につきましては、今後、メニューの見直しというんですか、今やっている検査項目プラス皆さん方からこういうものをふやしたらいいので

はないかというようなものも加味し、またがん検診ともあわせ、そのような形で特定検診の受診率を今後上げていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第118号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

これから議案第119号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第119号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

これから議案第120号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第120号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第121号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算  
(第3号)について

議長(美野勝男君) 日程第14、議案第121号、平成21年度紀美野町介護  
保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

1番(田代哲郎君) 98ページです。歳出の保険給付費、2款、保険給付費、  
1項、介護サービス事業費、3目、施設介護サービス給付費で19節、負担金、補助及  
び交付金、施設介護サービス給付費が5,100万円の補正額を計上されています。施  
設介護サービス利用の伸びの状況は昨年度に比べてどうなのか、その点だけお聞かせく  
ださい。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 田代議員の質疑の98ページの施設介護サービス  
給付費の伸びでございますけれども、昨年度に比して、ちょうど5,000万円ぐらい  
伸びておるといってでございます。これにつきましては人数のアップ、それから報酬  
の改定に伴う加算が出てきていると、こういうようなことが要因と考えておるところで  
ございます。

以上です。



(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第121号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第121号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第121号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第122号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(美野勝男君) 日程第15、議案第122号、平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第122号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第122号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第123号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別  
会計補正予算(第4号)について

議長(美野勝男君) 日程第16、議案第123号、平成21年度紀美野町のか  
みふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第123号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第123号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第124号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予  
算(第3号)について

日程第18 議案第125号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予  
算(第3号)について

日程第19 議案第126号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3  
号)について

議長(美野勝男君) 日程第17、議案第124号、平成21年度紀美野町野上  
簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第18、議案第125号、平  
成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について及び日程第

19、議案第126号、平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第124号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第124号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

これから議案第125号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第125号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

これから議案第126号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第126号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

日程第20 請願第1号 長谷川の護岸対策について（委員長報告）

議長（美野勝男君） 日程第20、請願第1号、長谷川の護岸対策について、議題とします。

請願について委員長の審査経過、結果の報告を願います。

産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

（12番 松尾紘紀君 登壇）

12番（松尾紘紀君） 付託を受けております、請願第1号、長谷川の護岸対策について、12月3日、産業建設常任委員会を開催し慎重に審議を行いました。

その審査結果を報告いたします。

現場は旧野上地区、長谷地内、山下橋付近から、下流約950メートルの間の長谷川両岸であります。

委員会において、建設課長から越水被害の状況説明を受け、要望されています現場の写真を確認しました。数年に一度は被害を受けていることから、早急に整備する必要があるとの意見が多数でありました。

現農地をできるだけ減らすことなく、農地を被害から守るための最適な工法を検討していただくことで、請願第1号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

（12番 松尾紘紀君 降壇）

議長（美野勝男君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

日程第2 1 請願第2号 「所得税法第5 6条の廃止を求める意見書」に関する請願書  
(委員長報告)

日程第2 2 陳情第1号 紀美野町立中学校の学校給食について  
(委員長報告)

議長(美野勝男君) 日程第2 1、請願第2号、「所得税法第5 6条の廃止を求める意見書」に関する請願書及び日程第2 2、陳情第1号、紀美野町立中学校の学校給食について、一括議題とします。

請願及び陳情について、委員長の審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

2番(小椋孝一君) 付託を受けております請願第2号、「所得税法第5 6条の廃止を求める意見書」に関する請願について及び陳情第1号、紀美野町立中学校の学校給食について、慎重に審議を行いました。その結果を報告いたします。

所得税法第5 6条の全面廃止は、家族労働の対価については青色申告の道があり、閉ざされているわけではないこと、申告される人はその手法として青色を選ぶか、白色を選ぶか、それぞれの考え方で選択しているものであり、第5 6条を廃止した場合、今、これにより申告し、適切に納税している人に対しての問題があること、白色申告を選んだ人が、家族の労賃について対価として認められず、配偶者8 6万円、家族は5 0万円の控除額が認められているということについて、一般的に見て、それ以上の労働をした

としても経費として認められないという不合理さがあるとすれば、金額の改正等の手法があるだろうし、この第56条を全面廃止するという事にはならないのではないかと、という議論がありました。

この中で、この件に関して内容をすべて把握することが難しい状態であり、地方公共団体の権限外の事項であることなどにより、慎重に審議を行った結果、請願第2号は、不採択との結論に達しました。

次に、紀美野町立中学校の学校給食については、共働きの夫婦がふえている現状があり、成長期の生徒の栄養が偏ることなく、バランスのとれた食事ができることなどのメリットがあること、また、既に毛原中学校で実施されていることなど、慎重に審議を行った結果、陳情第1号は採択との結論に達しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

(2番 小椋孝一君 降壇)

議長(美野勝男君) 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 請願について、若干の質疑をしたいと思います。

今、委員長の報告でもありましたし、私も紹介議員として見ていまして、やや不思議だったのは、流れがどうも不採択というふうな方向に初めからあったように思うんですけども、先ほどの委員長報告の中でも、中身がよくわからないからというふうな意味合いのことを申されました。わからなければわかるように、継続として時間をとることも必要かと思えますし、また、税務課長なりの詳しい方を呼んで参考人としての意見を聞くと。そういうことがされなければならぬと思うんです。何にしても、そういうふうなことのないままに不採択になったと。これは単に一部の業者婦人の声ではなくて、全体の事業をやっている方々、または農家の方々の婦人、またはご家族の願いであると思うんです。それにしては、いかにもこの運営が不思議に思ったんですけども、その点について運営に関してどうだったのか、お聞きしたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務文教常任委員長、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

2番(小椋孝一君) 美濃議員から、ただいまご指摘のあった件でございますけ

ども、決して当初から不採択するというような考えは持ってませんで、むしろ慎重に審議をしたわけでございます。総務文教常任委員の中からも、我々にとってはもっと勉強するべきで、美濃議員ももっと勉強するべきではないかという話ございましたが、法律上、地方自治法の中に、もちろん明らかに地方公共団体に関する事項で請願を出しても拒めないという法律がございますが、地方公共団体の権限外の事項については不採択ということが地方自治法の中に載ってますので、そういうことで答弁いたします。

( 2 番 小椋孝一君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 暫時休憩いたします。

休 憩

( 午前 1 1 時 0 5 分 )

再 開

議長 ( 美野勝男君 ) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

( 午前 1 1 時 1 2 分 )

議長 ( 美野勝男君 ) 1 5 番、美濃良和君。

1 5 番 ( 美濃良和君 ) 私の質疑をさせていただいたのは、例えばこのときに請願人の方々も来られていたわけですね。そういう方々の意見も聞かずに、やり方としては非常に不合理だったというふうに思うんですよ。先ほどの説明からしても、それは納得できないものであると思うんですよ。やはりもう少し請願人の方々の気持ちを取り入れた、そういう内容の運営にするべきではなかったかと、その辺はどうであるんですか。もう一度、答弁願いたいと思います。

議長 ( 美野勝男君 ) 2 番、小椋孝一君。

2 番 ( 小椋孝一君 ) ただいま美濃議員からもご指摘ございましたが、総務文教常任委員会としては慎重審議をいたしまして、反対多数ということで協議をいたしましたので、報告いたします。

議長 ( 美野勝男君 ) これで質疑を終わります。

これから請願第 2 号について討論を行います。

反対討論を行います。

1 5 番、美濃良和君。

( 1 5 番 美濃良和君 登壇 )

15番（美濃良和君）                      それでは業者婦人（女性事業主及び女性家族従事者）地位向上のために所得税法第56条の廃止を求める意見書に関する請願でございますけれども、これに不採択と、こういうことですから、それに対する反対の討論を行いたいと思います。

この請願を出された方々の申告の中身でありますけれども、その中で請願の中の家族従事者に対する権利の問題であると思います。申告用紙というのは、事業の所得から申告用紙にありますところの2つの所得というのがあるんですね。1つは事業のすべてのあらの収入から経費を引いた事業所得と、それからなおかつ扶養控除などの控除すべきものを引いた後の課税所得と、こういうものがあるんですけども、課税所得ではなくて、経費としてあらの収入から経費を引く、そのところに家族従事者の給料なりそれなりを入れてもらいたいというところであったと思います。

しかし、この中で現在の所得税法というのは、事業主が申告する場合に、その業者の婦人（妻）そのまた子どもたちは経費の算定の中に入れられてないと。そういうことで結果的に白色と言われるところの申告される方々は多く税金を払わざるを得ないという、そういう矛盾にあると思います。白色だから青にすればいいじゃないかということでございますけれども、それをする場合に、やはり零細事業主としたら人を雇うこともできない、あるいは一生懸命昼間仕事をして、夜、夜なべに記帳義務をきっちりしていくということがならぬから、白というのが認められていると思います。

そういうことで、こういうふうを考えていった場合、白というのが非常に不利であると思います。また、同じ法律でもって申告する場合に、青であるならば、あるいは白であるならばという、別の扱いを受けるというのは本来おかしいと思うんです。青色のみを特典として、そういうふうに関税従事者を経費として認められるということは、法の本質の平等からしてもおかしいと。これは青色に誘導するという、そこにあるというふうに使われます。

こういうふうな特典だけではなくて、はっきりと同じ法律でもって申告するんですから、すべての人が受けられるということにされなければならないのではないかと思います。ましてや、この請願を出された方々は、海南商工会の婦人部の方々であります。この方々だけではなくて、一般すべての農家も、また商売人の方々の奥さんも、朝早くから起きて主婦の仕事、それに加えて夫と同じく仕事をしていると。そういう方々が年間86万円、また子どもにあっては50万円、月にすれば7万円、子どもは4万円しか働



いていないとしか認められていないということは、これは非常に問題であると思うんですね。こういうことで考えていった場合、権利を何とか地位向上してもらいたいという、そういう方々の願いに反している今の状況を変えていかなければならないと思います。

我々議会は自治法の99条にあるように、国、また関係団体に対して意見書を上げることができるという権利があるわけでございますから、当然その方々の意見を上げていくということが必要であると思うんです。外国では当然認められている権利ですから、こういうふうに女性の男女平等というふうに、今は大きく言われている時代ですから、それを我々がいかなる見解があるかと、男女平等の願いをかなえていくという決定をするのは当たり前だというふうに思います。

そういうことから、不採択に対して私は反対いたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時19分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時21分)

議長(美野勝男君) 8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

8番(伊都堅仁君) 我々委員も、請願が出されて初めて所得税法というのを見たんですけども、そういう状態だということで、一応わかっていたきたいと思います。それなりには勉強はさせていただきました。要するに現行の所得税法というのは、昭和25年、基本形ができたようであります。昭和37年に改正をされて現行の状態になったというふうに、調べた資料には書いておりました。

現行法の基本的な考え方というのは、所得は個人のもので、家族のものとか夫婦のものではないという考え方に立ってます。ただし、その中で56条というのは、夫婦一体というか、夫に対しての仕事を妻がしたことに対して余り認めてないような条文でありますので、請願の趣旨というのは十分よくわかるんです。わかるんですが、我々の所属

している地域の商工会では法律的な根拠をもとに、56条は白色、57条は青色ということでもありますけども、各事業者に説得をして、青色申告を推進してきたという経緯があります。また、税務当局にとっても法律を活用することで、税の徴収の効率化を図っていったということも事実であります。そういうふうな立場の人から言えば、この法律は必要だというであろうというふうに思います。

いろいろ我々も検討はしたんですけども、我々に、国でこしらえた法律について意見書を提出しろと言うのは無理ではないかと。詳しい知識があるわけでもないし、地方の議会で決めることではないということで、意見書に対しての不採択ということになったわけであります。委員各員、これから採決しますけども、そこらあたりを十分ご理解のうえ、正しい判断をいただきたいというふうに思います。

以上です。

( 8 番 伊都堅仁君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 反対討論ありませんか。

1 番、田代哲郎君。

( 1 番 田代哲郎君 登壇 )

1 番 ( 田代哲郎君 ) 今言われたように、この法律は戦後間もなくできたものなんですが、戦前は世帯単位に税を課税したものが、戦後、いわゆる個別に個人単位の税制に変わったということもあって、シャープ税制というふうなことで、GHQからの勧告で、もっと民主的なものに直しなさいということで変わってきたわけです。

多くの条文が変えられたんですが、所得税法、56条だけがそのまま残っているという状態がずっと続いて、後ほど57条という条文がつけ加えられて、青色申告をすれば認めるよということになったんですが、この請願が出された趣旨というのは、56条というのを残しておくということは、法もとの平等を定めた憲法第14条に違反すると。だからきちっと民主主義を徹底させ、人間の尊厳を明らかにするために、そういうものを廃止してほしいという趣旨の請願であったと私は理解しているわけです。

いわゆる知識の問題があれば、もっともっと勉強する時間はあったであろうし、自治体の権限を越えるということを言われますが、今、日本全国の多くの自治体で、こういう意見書を国の方へ上げることが続いているわけで、県段階では高知県と三重県、自治体の段階では100を超える市町村がこういう意見書を上げているわけで、それはやはり住民の願いがそういうことであるということを理解した上で意見書を上げている

ということであろうと思います。

そういうことも含めて、私はこの件の不採択に関しては反対をいたします。

以上です。

( 1 番 田代哲郎君 降壇 )

議長 ( 美野勝男君 ) 賛成討論ありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 反対討論ありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 賛成討論ありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) これで討論を終わります。

これから請願第 2 号「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」に関する請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第 2 号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第 2 号を採択することに賛成の方は、起立願います。

( 起立少数 )

議長 ( 美野勝男君 ) 起立少数です。

よって請願第 2 号は、不採択とすることに、決定しました。

これから陳情第 1 号について討論を行います。

反対討論を行います。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 賛成討論ありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。

陳情第 1 号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ( 美野勝男君 ) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

日程第23 議員派遣の件について

議長（美野勝男君） 日程第23、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第121条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

日程第25 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

日程第26 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

議長（美野勝男君） 日程第24、日程第25及び日程第26、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27 閉会中の継続審査の申し出について（総務文教常任委員会）

議長（美野勝男君） 日程第27、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第3号、防災ヘリポート及び救援物資備蓄の設置については、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（美野勝男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

議長（美野勝男君）            これで本日の会議を閉じます。

平成21年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月11日

議 長 美 野 勝 男

議 員 杉 野 米 三

議 員 鷺 谷 禎 三